

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第三十八号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター」を「公益財団法人奈良県

公益財団法人奈良県林業基金

」

暴力団追放県民センター」に、「一般財団法人アジア太平洋観光交流センター」を「一

一

一般財団法人アジア太平洋観光交流センター

」に改める。

一般社団法人地方税電子化協議会

」

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。